

OSAKA求職者支援コンソーシアム 登録事業者向けFAQ

No.	項目	内容	回答	「OSAKA求職者支援コンソーシアムの設置及び民間人材サービス事業者の登録等に関する要綱」 該当番号	作成日	更新日
1	特設HP (特集)	求人特集へ求人掲載するには、どのようにすればよいですか。	以下のHPに記載している連絡先一覧を確認いただき、各社へ直接お問い合わせください。 なお、求人掲載にあたっては、各社規定の掲載料が必要となります。 http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/koyoutaisaku_tokuset/conso_ichiran.html	—	令和2年 10月16日	
2	コンソーシアム (趣旨)	コンソーシアムは何をするのですか。	コンソーシアムは、新型コロナウイルス感染症の拡大により雇用情勢が悪化している状況において、大阪府と民間人材サービス事業者が連携して求職者支援を実施することにより、事業主の採用意欲を高め、求職者の早期就職と定着を実現することを目的として設置した共同事業体です。 (民間人材サービス会社の役割) ・各社の強みを活かした求人サイト上での特集展開や求職者への就職支援、事業主に対する採用・職場定着支援などを実施 (府の役割) ・府特設HPでコンソーシアム参画企業を紹介 ・雇用促進のための事業主への支援金を支給	第1条、第3条	令和2年 10月16日	
3	コンソーシアム (参加要件)	コンソーシアム登録の募集期間はいつまでか。	募集の期限設定はありませんが、緊急雇用対策の特集ページの掲載は令和3年11月30日までですので、それまでの期間で、適切に事業実施できる範囲でお申し込みください。 なお、コンソーシアム設置期間は令和4年3月31日までです。	第3条、第13条	令和2年 10月16日	
4	コンソーシアム (特集)	コロナ禍における求人特集とは、具体的にはどのようなものでしょうか。	大阪府緊急雇用対策特設ホームページ内の「求人情報」に掲載された求人特集をご参照ください。 例えば、「障がいのある方向け求人特集」や「第2新卒・20代向け求人特集」などがあります。	—	令和2年 10月16日	
5	コンソーシアム (特集)	コンソーシアム参画の申込をした場合、いつまでに特集ページを完成させなければいけないのでしょうか。	特集ページの作成期限は特に設けていませんが、コンソーシアム参画後、速やかに作成・掲載してください。	第3条(2)	令和2年 10月16日	

OSAKA求職者支援コンソーシアム 登録事業者向けFAQ

No.	項目	内容	回答	「OSAKA求職者支援コンソーシアムの設置及び民間人材サービス事業者の登録等に関する要綱」該当番号	作成日	更新日
6	コンソーシアム (特集)	特集ページに掲載する求人企業数について、最低限の掲載数の制限はあるのでしょうか。	特に最低掲載企業数などの設定は行っておりません。求職者支援の観点から、積極的な求人企業の開拓のもと、より多くの求人掲載をお願いします。	第3条(2)	令和2年 10月16日	
7	コンソーシアム (参加要件)	「OSAKA求職者支援コンソーシアム コロナ禍における求職者全力応援宣言」は、必ず自社の求人掲載サイトで公表しないといけないのでしょうか。	自社の求人掲載サイト等において「OSAKA求職者支援コンソーシアム コロナ禍における求職者全力応援宣言」を公表いただくをお願いします。 (コロナ禍における緊急雇用対策の取り組みであることが求職者等にとってわかりやすい掲載をお願いします。)	第3条(2)	令和2年 10月16日	
8	コンソーシアム (独自の支援)	「独自の支援」とあるが、他社が同様の取り組みを行っていた場合は、独自の取り組みとして認められるのでしょうか。	他社の取り組みと似通った内容であっても、独自支援の取り組みとして実施していただけます。	第3条(2)	令和2年 10月16日	
9	コンソーシアム (独自の支援)	コンソーシアムに参画するためには、どのような独自の支援を行う必要があるのでしょうか。	例えば、求人企業や求職者に対するセミナーの実施、求職者の職場定着を促すコンテンツの提供など、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方々が早期に就職できるような支援で、各企業の強みなどを活かしながら実施していただきます。	—	令和2年 10月16日	
10	コンソーシアム (参加要件)	グループ会社が既にコンソーシアムに参画している場合、同一のグループに属していれば登録の手続きは不要ですか。	登録は法人ごとに行うため、グループ会社がコンソーシアムに参画済みであっても法人ごとに手続きが必要です。	第4条、第5条	令和2年 10月16日	
11	コンソーシアム (参加要件)	同一企業が複数の求人掲載サイトを有している場合、サイトごとにコンソーシアム参加手続きをしなければならぬのでしょうか。	登録は法人ごとに行うため、同一の事業者が複数のサイトを運営している場合であっても、登録手続きは一度のみになります。	第4条、第5条	令和2年 10月16日	

OSAKA求職者支援コンソーシアム 登録事業者向けFAQ

No.	項目	内容	回答	「OSAKA求職者支援コンソーシアムの設置及び民間人材サービス事業者の登録等に関する要綱」 該当番号	作成日	更新日
12	コンソーシアム (参加要件)	コンソーシアムに参加するには、どのようにすればよいですか。	以下のHPに記載している「OSAKA求職者支援コンソーシアムの設置及び民間人材サービス事業者の登録等に関する要綱」をご確認いただき、登録の手続きを行ってください。第4条に記載する登録事業者の要件に合致すれば、手続きのもと登録していただけます。 http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/koyoutaisaku_tokuset/conso_shinki.html	第4条(1)～(4)、 第5条	令和2年 10月16日	
13	コンソーシアム (参加要件)	なぜ、コンソーシアムに登録する要件として、職業安定法に規定する職業紹介事業の許可や届出が必要なのでしょう。	企業や求職者に対して支援を行うにあたり、その支援内容が法律上の職業紹介にあたる場合が考えられるため、今回のコンソーシアム参画の要件としています。	第4条(1)	令和2年 10月16日	
14	コンソーシアム (参加要件)	コンソーシアム登録は中小企業でもできるのか。	登録可能です。事業規模は要件に設定していません。	第4条	令和2年 10月16日	
15	コンソーシアム (特集)	登録事業者の要件として、求人掲載サイトを有しているとは、具体的にはどのようなものでしょうか。	登録事業者が自ら運営するウェブサイトにおいて、クライアントである企業の求人情報を掲載しており、その内容をウェブ上で誰でもが確認できる状況にあるものを指しています。	第4条(3)	令和2年 10月16日	
16	コンソーシアム (特集)	有料職業紹介事業許可は受けていますが、自社のサイトには求人広告は掲出していません。自社名義で、他社求人サイトにクライアント企業の求人を掲出していますが、コンソーシアム参画事業者として登録できますか？	登録できません。	第4条(3)	令和2年 10月16日	

OSAKA求職者支援コンソーシアム 登録事業者向けFAQ

No.	項目	内容	回答	「OSAKA求職者支援コンソーシアムの設置及び民間人材サービス事業者の登録等に関する要綱」 該当番号	作成日	更新日
17	コンソーシアム (参加要件)	コンソーシアムに参画した場合、他の参画民間人材サービス事業者を通じて自社の従業員を雇用しても、支援金の支給の対象となるのでしょうか。	コンソーシアム参画企業は、本事業にかかる支援金の支給対象となりません。 コンソーシアムへの登録申し込みの際に、この点をご確認いただいた上でお申込みいただきます。	(様式1) p2/2_確認事項	令和2年 10月16日	
18	コンソーシアム (参加要件)	コンソーシアム参画の申込後、登録の適否の通知がされるまで、どれぐらいの期間がかかりますか。	申込書が到着してから、申込書の補正等がなければ1週間程度で登録決定通知を行う予定です。	第5条、第6条	令和2年 10月16日	
19	コンソーシアム (特集)	特集ページに掲載する企業の募集(営業)はいつから開始することができますか。	コンソーシアムの登録決定通知を受けた後としてください。	第6条	令和2年 10月16日	
20	コンソーシアム (特集)	コンソーシアムに参画することが認められたが、まだ特集ページができていない場合、大阪府のHPにて当社が参画している情報は掲載されるのでしょうか。	特集ページができあがった段階で、コンソーシアム参加事業者として大阪府ホームページの一覧に追加して掲載します。	—	令和2年 10月16日	
21	コンソーシアム (特集)	特集ページに掲載する企業について、掲載料を無料もしくは割引きする際、大阪府への報告は必要でしょうか。	大阪府では、求人企業等に対して掲載料等の情報を一覧化して提供することとしているため、御報告をお願いします。	—	令和2年 10月16日	
22	コンソーシアム (特集)	特集ページ等に府章を使用しても良いですか。	大阪府章は使用できません。 なお、大阪府との連携事業としての特集であることは表記していただいで構いません。	—	令和2年 10月16日	
23	コンソーシアム (特集)	特集内容(又は独自支援の内容)を追加する場合は、どんな報告が必要か？	変更届出書(様式2)でお届けください。	第8条	令和2年 10月16日	